

2025年12月6日

文部科学大臣 様
厚生労働大臣 様
各教育委員会教育長 様

全国夜間中学校研究会
会長 佐藤 大

2026年度 全国夜間中学校研究会要望書

大

私たち全国夜間中学校研究会は、全国各地の公立夜間中学のみでなく、自主夜間中学をはじめとした関係者とともに、12月5日・6日に、第71回全国夜間中学校研究大会を開催しました。この大会の中で、本要望書を確認しました。

2016年12月7日の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下、「義務教育機会確保法」とする）の成立は、全国夜間中学校研究会や自主夜間中学、研究機関等の関係諸機関諸団体のみなさま、そして何よりも夜間中学で学びを必要とする方々にとって長年の願いが結実したのものとして、大きな一歩となりました。「義務教育機会確保法」の成立・施行を受けて、文部科学省は少なくとも各都道府県・各政令市に1校の夜間中学校を設置することを目標としています。閣議決定されている第4期の「教育振興基本計画」や「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太方針）」にも、夜間中学校の設置促進が示されています。その結果、夜間中学校新設の具体化や本格調査をする都道府県や市区町村もさらに増えてきています。

2025年度現在、26の都道府県および15の政令市に62校（公立61・私立1校）の夜間中学校が設置されています。2026年度には、栃木県、福井県、愛知県（3校）、和歌山県、大分県で開校が予定されています。それ以外の地域でも、「設置検討委員会」が開設されています。しかしながら、校舎の老朽化や昼の生徒の増加による教室確保、夜間中学生の生徒の減少などを主な理由に大阪市では既存の天王寺中学校・文の里中学校の2校の夜間学級が心和中学校に統合移転されました。全国の夜間中学の拡充の動きとは逆行した動きとなってしまいました。

2015年7月30日の「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」の通知により、義務教育を実質的に受けることができずに卒業した人たち（形式卒業者）に夜間中学校入学への道が開かれ、すでに夜間中学校で学び直し、卒業した生徒も出てきています。これは、全国夜間中学校研究会が長年にわたり要望していたことであり、実質的な義務教育未修了の方々にとって未来を切り開く重要な一歩となっています。

2020年度の国勢調査において、教育項目卒業学校種別で小学校、中学校別区分が実現し、従来から調査されてきた「未就学者（小学校未卒）」に加えて「最終卒業学校が小学校（中学校未卒）」の人数が明らかとなり、すべての都道府県に少なくとも898,748人の義務教育未修了者の存在がはっきりしました。これらの人たちは基本的人権を保障されていない人々で、夜間中学へのニーズが存在している裏付けであります。基本的人権を保障されていない人々の存在は、各自治体の「教育振興計画」に夜間中学校の設置・充実の推進（学齢超過者の義務教育の保障）を位置づけて取り組むべき喫緊の課題であります。

一方で、夜間中学で学ぶ生徒をめぐり、依然として社会的な差別・偏見・理解の不足が根強くあり課題が山積しています。戦後80年を経た今日も就学をさまたげるさまざまな問題が残されていること、国連の「子どもの権利委員会」から「競争の激しい教育制度が子どもに悪影響を与えていることを踏まえ適切な処置をとるよう」勧告が出されていることがあります。さらに、新渡日者等への対応が大きく遅れ、2019年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行されましたが、行政施策を中心とした課題や問題点

が多く残されています。

義務教育未修了者の学習権を保障することは、憲法・教育基本法及び「国際人権規約」「児童の権利に関する条約」の他、2003年からの「国連識字の10年」の取り組み、2006年8月10日に日本弁護士連合会より国に提出された「学齢期に修学することができなかった人々の教育を受ける権利の保障に関する意見書」などを鑑みれば、当然のことであり、行政の具体的な施策が強く求められています。

つきましては、このような経過や情勢を踏まえ、全国の夜間中学生やいまだに学びの場を保障されていない義務教育未修了者の実態と願いに応える教育実践を行っていくためにまとめた切実な要望事項ですので、実現に向けて検討や対応のほどよろしくお願いいたします。

なお、本要望書とは別途に、各省には、関係する重点課題をまとめたものを添付します。

*本要望書では、「夜間中学校」は、公立中学校夜間学級または主に夜間に授業を行う学校(分校を含む)を示し、「夜間中学」は、前述の「夜間中学校」に、いわゆる自主夜間中学等を含めています。

1. 義務教育の完全保障

- 義務教育未修了者が現実に存在するなか、すべての人への義務教育完全保障は国の責務および行政の課題である。また、国および都道府県・市区町村は「義務教育機会確保法」施行をふまえ、義務教育未修了者の教育を受ける権利の保障のため具体的施策や財政的保障を行うとともに、以下の内容を実現すること。

1) 「中学校形式卒業者」(実質的義務教育未修了者)・不就学者・無戸籍者

- ① 都道府県および市区町村は、文部科学省の「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」の通知をふまえ、「中学校形式卒業者」(実質的義務教育未修了者)の個別の状況に即して対応すること。また、夜間中学設置促進説明会(2023年7月27日)にもあるように高等学校卒業者についても個別の事情等を踏まえて、柔軟に判断すること。
- ② 都道府県および市区町村は、文部科学省の指針に従い義務教育未修了者に対する人権施策・方針を明らかにし、担当者の位置づけ、さらにはその充実を図ること。
- ③ 国は「無戸籍の学齢児童・生徒の就学の徹底及びきめ細やかな支援の充実について(通知)」(2015年7月8日)に準じ、学齢超過者についても支援を徹底する通知を出すこと。また、市区町村は、その通知を窓口担当者に周知するとともに、学齢超過の無戸籍者を把握した場合には、義務教育を受ける権利があることを知らせよう指導すること。
- ④ 不登校状態にある生徒が、卒業後に夜間中学校への入学を希望する場合には、当該生徒及び保護者、在籍する中学校及び入学を希望する夜間中学校の間で即して相談して体験入学等ができるように所管する教育委員会は中学校に対して指導・助言すること。

2) 不登校・ひきこもり

- ① 都道府県および市区町村は、不登校・引きこもり等を経験した支援を必要とする人々に、国や夜間中学校などが作成する夜間中学校のフライヤーの配布、ポスターの掲示や案内リーフレットを置くなど、夜間中学校に関する情報を周知すること。

3) 障がい者・高齢者

- 1979年の養護学校就学義務化以前に、就学猶予や免除という国の施策の結果、多数の義務教育未修了者が生み出されたことや「障害者差別解消法」施行等をふまえ、現在、さまざまな状況を抱えて

夜間中学校で学んでいる障がい者の教育権を保障し、教育条件を改善するために、以下の内容を実現すること。

- ① 夜間中学校で学ぶ障がい者の教育条件の改善のため、設置要望がある場合は、必要に応じて特別支援学級設置を進めること。
- ② 一人で通学困難な生徒には、何らかの通学保障を実施（通学手段の確保）すること。また、設備等の充実を図ること。
- ③ 障がいのある生徒や高齢の生徒が安全で、安心して学べる学習環境の整備（エレベーター・スロープ・照明等）を図ること。

4) 引揚げ・帰国者および新渡日者

- 引揚げ・帰国者および新渡日者(児童生徒も含む)に対してさまざまな施策がなされているが、実態に見合っていないことで多くの困難を生んでいる。こうした困難を救済するために、以下の内容を実現すること。

- ① 夜間中学校への日本語学級等の設置や日本語指導体制の充実、外国語で指導できる教員を配置すること。
- ② 文部科学省の見解（文部科学省ホームページ「学齢超過者の中学校への入学許可について」参照）をふまえて、引揚げ・帰国者のみならず新渡日者も含め、義務教育を修了しないまま学齢を超えた人も本人の立場や希望があれば、昼間の中学校への編入学を必要な配慮をした上で、柔軟に認めること。また、国は都道府県および市区町村に文部科学省通知を出し、指導すること。
- ③ 国や都道府県および市区町村は、義務教育不就学・未修了者を生み出さないために、外国人児童生徒が義務教育機会を逸することがないように、「外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について」の通知内容の実施徹底、2020年7月1日に策定された「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」で示された内容の実施徹底を行うこと。学齢の外国人に対して、「外国人の保護者に就学義務がない」、「日本語が通じないこと」を理由に就学案内をおろそかにすることがないように、自治体窓口への周知徹底を行うこと。
- ④ 国や都道府県及び市町村は義務教育未修了の引揚げ・帰国者および新渡日者(児童生徒も含む)に対して、夜間中学校の存在を積極的に広報すること。

5) 義務教育未修了者の把握ならびに各種調査

- 2020年国勢調査によって、従来から調査されてきた「未就学者(小学校未卒)」に加えて「最終卒業学校が小学校(中学校未卒)」の人数が明らかとなり、二つを合わせた義務教育未修了者数は、少なくとも全国で898,748人である。その背景には、戦争や差別、貧困、いじめ等、様々な理由が考えられ、義務教育未修了となっていると考えられる。義務教育未修了者を救済するために、以下の内容を実現すること。
- ① 国および地方自治体は、義務教育未修了者数が全国で898,748人という、国勢調査の「教育」項目の調査結果を真摯に受け止めること。地方自治体は、文部科学大臣の指針、夜間中学の手引きなどに従い、義務教育未修了者に対する人権施策・方針を「教育振興計画」に位置づけ、その充実を図ること。
 - ② 地方自治体は、「義務教育機会確保法」の第14条に規定されているように、学齢期を経過した人に対して、就学機会の提供やその他必要な措置を具体的に行うこと。

6) 夜間中学校設立・設置の推進および充実

- 全国にいる義務教育未修了者に対して教育の機会を保障することは、国や都道府県および市区町村の責務であることをふまえ、以下の内容を実現すること。
 - ① すべての都道府県および市区町村は、夜間中学校に関する担当を配置すること。
 - ② 夜間中学校の設立・設置運動が行われている地域や夜間中学校への入学希望者がいるにもかかわらず、近隣に入学や通学が可能な学校がない場合など、一日も早く夜間中学校が開設できるよう、国は早急に関係する都道府県および市区町村の教育委員会にはたらきかけるとともに、必要な財政支援を行い、未設置の各道府県および各政令市に一枚以上の夜間中学校を設置すること。また、既設の夜間中学校についてはこれまでの経過や意義をふまえ、要因や実態(義務教育未修了者数など)を分析することなく、生徒数の減少だけを理由に廃止や学級減を行わず、教育条件などさらに充実していくこと。
 - ③ ボランティア等によって運営されている自主夜間中学は、公立夜間中学に入学できない学習者も受け入れており、実質的に義務教育を保障する地域の重要な学びの場となっている。国や都道府県および市区町村は、自主夜間中学・識字教室・日本語教室等への拡充を奨励し、施設・財政面の援助などを充実させ、学習者の利益にかなうようにしていただきたい。義務教育を受ける機会を実質的に保障する施策を推進すること。
 - ④ 国や都道府県および市区町村は、連携をして、夜間中学校の存在を多くの人に知らせるための有効な広報活動を積極的に行うこと。特に、中学校を卒業する機会等において、学び直しの機会があることをフライヤーやSNS等で引き続き周知すること。
 - ⑤ 国は設置市区町村と未設置市区町村との間に生ずる諸問題(経費負担や入学条件など)について都道府県教育委員会が中心となって調整をするよう、具体的対応を行うこと。
 - ⑥ 「義務教育機会確保法」第14条および第15条に規定される「協議会」が実質的に開けるように努力すること。その「協議会」に全国夜間中学校研究会および各地区の義務教育未修了者の学習支援団体等を参加させること。
 - ⑦ 2022年度に全夜中研が行った夜間中学校に在籍する生徒への聞き取り調査等によって、夜間中学生が「夜間中学を知ったきっかけ」「入学に直接的につながった広報・情報は何か」は、「人からの紹介」が約63%との結果が明らかになっている。これは、夜間中学についての認識がまだまだ社会で一般化していないことを示しており、社会全体としての夜間中学認識を高めるための広報が必要と考えられる。国や都道府県および市区町村、各教育委員会は公立夜間中学の設置の有無にかかわらず、夜間中学の存在を伝え、その理解を深めてもらえるように広報活動を積極的に行うこと。
 - ⑧ 国や都道府県および市区町村、各教育委員会は、公立夜間中学校の設置の有無にかかわらず、行政職員および教職員に対して、夜間中学に関するパンフレットの配布や研修等を実施し、夜間中学に関する理解を進めて、行政職員および教職員から夜間中学での学びを必要とする人々に夜間中学を紹介できるようにすること。
 - ⑨ 全国に約23万人いる民生委員は、読み書きに不自由している人や、不登校・引きこもりの状況、外国籍児童生徒の就学状況など、地域住民の状況を把握している。しかし、2022年度に全夜中研が行った夜間中学校に在籍する生徒への聞き取り調査等の結果、夜間中学生の「入学に直接的につながった広報・情報は何か」の「人からの紹介」約63%のうち、民生委員からの紹介は0.23%だった。民生委員の夜間中学についての認知度が低いと考えられる。民生委員を所管する厚

生労働省や各首長部局の担当課は、「民生委員連絡協議会」等を通じて、全国に約89万人いる義務教育未修了者等の夜間中学での学びを必要とする人へ夜間中学を紹介できるように、民生委員へ夜間中学に関する周知・広報、研修機会の提供を行うこと。

- ⑩ 文部科学省や各教育委員会は、地域住民の実情を把握している民生委員が夜間中学についての理解を深めてもらえるように、民生委員を所管する厚生労働省や各首長部局の担当課へ夜間中学校に関するフライヤーやパンフレットを提供するなどして連携を進め、民生委員が義務教育未修了者等の夜間中学での学びを必要とする人へ夜間中学を紹介できるように、夜間中学に関する周知・広報・研修機会の提供を行うこと。
- ⑪ 国は、各大学に対し学校教職員を目指す大学生等が、夜間中学校の存在や現状等が理解できるよう周知促進を図ること。

2. 教育条件整備等

1) 教育諸条件の整備と予算措置

- 多様な生徒（高齢者・障がい者等を含む）が安心して学べるように、国や都道府県および市区町村が以下の教育諸条件の整備や予算措置を実現すること。
- ① 市区町村はどこに住んでいても夜間中学校に通えるよう、昼間の児童生徒と同様に学齢を超えた夜間中学生に、その実態にあった就学援助費を支給し、または在籍期間中の生活保護の教育扶助を確実に行き、中学校既卒者・未卒者、年齢にかかわらず、教育の機会均等が図られるようにすること。また、その制度がない市区町村には、そのための就学援助制度を確立すること。特に、「中学校形式卒業生」（実質的義務教育未修了者）が夜間中学校への入学を希望するとき、教育を受ける機会が実現できるように、過去の就学援助費の受給に関わらず就学援助を行うこと。
 - ② 「義務教育機会確保法」をふまえ、夜間中学校で学ぶすべての人の学習権が保障され、年齢にかかわらず就学援助を受けることができるように、「国の援助に関する法律」等の改正を行うこと。
 - ③ 夜間中学校への入学を居住地・勤務地・時期などで制限せず、受入人数については柔軟に対応すること。とりわけ、毎日通える範囲に夜間中学校がない場合、一刻も早く義務教育を保障されるために、他の都道府県および市区町村の夜間中学校へ通学可能な場合は、その都道府県および市区町村の夜間中学校に入学できるようにすること。また、現在通学している生徒については、就学援助を行うこと。
 - ④ 都道府県および市区町村は生徒の実態に応じた教材用図書、および自主教材の作成を可能にする予算を配当すること。
 - ⑤ 働きながら学ぶ生徒の実情や生徒の健康保持、食育の観点に立ち、学齢児童・生徒同様に学校給食法が規定する給食、または、それに準じるものを実施すること。
 - ⑥ 保育を必要とする子どものいる場合、夜間中学校の入学を断念する、あるいは入学しても学習を継続できない事例がある。この状況を踏まえ夜間保育の減免措置を含む補助等、実効性のある具体的な条件整備を早急に図ること。
 - ⑦ 夜間中学校卒業後の進学およびそれ以外の学びの場を保障すること。特に定時制高校の統廃合を行わないこと。また、日本語の学習に課題が残る生徒の進路を確かなものにするため、定時制を含めた高校での実態に応じた配慮と日本語指導を充実すること。
 - ⑧ 特別支援学校高等部を卒業していても、社会で自立するために、まなび直しを希望して日々夜間中学校で学んでいる生徒がいる。文部科学省が指摘しているように、法令上、高校への再入学を禁止する規定はない。しかしながら、高校卒業生および特別支援学校高等部の卒業生には、高校の入学を制限

している自治体がある。生徒個々の事情により、必要な人が制限なく高等学校を受験できるようにすること。国からは、その旨を自治体へ通知すること。

- ⑨ 文部科学省の、2024年度概算予算における「夜間中学の設置促進・充実」事業の「夜間中学における教育活動充実（委託）」については、予算を維持・増加させすべての既設の夜間中学の教育活動が充実するよう事業設計を行われること。年度当初(4月1日)から利用できるようにすること。
- ⑩ 夜間中学校には多数の外国人生徒が在籍している学校があり、マイノリティとして、言語だけではなく、さまざまな人権課題に直面している生徒もいる。文部科学省は法務省の「子ども人権SOSミニレター」事業のように、全国の小中学校を通じて配布されるものについては、多言語版で対応するよう、この事業に限らず、当該省庁に要請を行うこと。
- ⑪ 夜間中学設置自治体は、入学条件を満たしている入学希望者に対し、定員や教員数や教室などの施設面などを理由に受け入れを断ったり、次年度に延期することがないように、各夜間中学校と十分に連携して取り組むこと。文部科学省は、入学希望者を受け入れられるよう、自治体を支援すること。

2) 学級設置および教職員の定数と配置等

- 夜間中学校の実態に応じた教育活動を可能にするために、国や都道府県および市区町村は以下の内容を実現すること。
- ① 学級設置のあり方や学級定数の引下げ・教職員配置基準の見直しなど「公立義務教育諸学校の学級編制および教職員定数の標準に関する法律」を改善すること。また、それに応じた施策を行うこと。
 - ② 夜間学級と学びの多様化学校の併設校をはじめ、人事配置において夜間部と昼間部の一体活用を行っている学校等においては、本来夜間学級に相当数として配置している教員を他へ流用することなく、夜間学級の充実のために活用すること。
 - ③ 夜間中学校生徒には不就学者・小学校未修了者も含まれることから、夜間中学校に小学校課程に相当する基礎学級を設置すること。あわせて、小学校教員免許を所有する教職員の配置を行うこと。
 - ④ 日本語指導の必要な生徒に対して日本語学級等を設置し、教職員を配置すること。また、必要に応じた諸外国語のできる教員を配置すること。
 - ⑤ 生徒の実態をふまえ、それに見合う在籍年数を保障すること。
 - ⑥ 夜間中学には様々な背景を持った生徒が在籍している。そのため、特別の教育課程を実施したり、自主教材の作成や生活相談等も求められる。夜間中学校の実態や課題に対応できる人材の確保に努め、さらに教職員加配を行うこと。また、全教科の専門教員を各夜間中学校に配置すること。
 - ⑦ 生徒の健康を守り、安心して教育活動を行うため、常勤の養護教諭をすべての夜間中学校に配置すること。また、精神的な支援や助言が必要な生徒も多いため、スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置すること。また、夜間時間帯での配置や充実を図ること。
 - ⑧ 事務職員、用務主事(管理指導員)をすべての夜間中学校に配置すること。
 - ⑨ 外国語(多言語)および日本語指導の研修ができる制度等を確立すること。
 - ⑩ 夜間中学校は教育内容の充実や生徒の行事等の打合せなどで、遠距離への出張が多い。出張旅費の配当をその実態に見合ったものに改善すること。
 - ⑪ 夜間中学校の実態を認識し、教育内容・方法・対外折衝等に十分対応していくため人事異動については特別な配慮をすること。
 - ⑫ 夜間中学校の教育の充実に向けて、教職員の研修機会の充実・確保や研究活動の支援を積極的に図ること。加えて昼間部に在籍する教職員に対して、初任者研修を含むさまざまな研修の機会を夜間中学校の存在や現状等が理解されるよう対応すること。

3) 日本語指導

- ① 国や都道府県および市区町村は、「日本語の能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数」のみならず、引揚げ・帰国児童生徒および新渡日者児童生徒の実態や各地域・各夜間中学校の実情に応じて、十分に合理的な配慮がなされるよう、日本語学級の開設やその充実、および日本語指導教員配置の充実、外国語ができる教員や通訳者の配置などの施策を積極的に進めること。そのため、法律や制度の整備・施策のさらなる充実を図ること。
- ② 国は、日本語習得を希望する引揚げ・帰国者および新渡日者の日本語を学ぶ場を夜間中学校以外にも設置し、都道府県および市区町村の日本語教育に関する取り組みについて、指導・助言と財政的な支援を引き続き行うこと。また、各地域の自主夜間中学・日本語教室・識字教室への経済的援助を積極的に行うこと。
- ③ 文部科学省および夜間中学校を設置する教育委員会は、夜間中学校での日本語学習のニーズが高まっていることを受け、夜間中学校教職員の日本語指導に関する研修を充実させ、制度として確立させること。
- ④ 昼の中学校で適切な日本語指導を受けられず、卒業後に夜間中学校に入学して学習するという事例も出てきている。将来的な夜間中学生となりうるダブルリミテッド・バイリンガルの児童生徒を生み出さないために、小中学校の日本語指導にかかわる国の予算充実を図ること。住んでいる地域や言語で支援に差が出ることをないよう、各教育委員会へ適切な指導助言と全国的な国からの支援策を充実させること。

4) 引揚げ・帰国者および新渡日者への生活支援

- 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に基づき、中国残留孤児が引揚げ・帰国する際の支援策は、2007年12月5日以降の法改正により一定の前進をみた。しかし、不十分な面も多くあるので以下のような改善を行うこと。
- ① 義務教育未修了のため夜間中学校へ入学する新渡日者が増加してきている。市区町村はそれらの新渡日者の就学を促進すること。
 - ② 夜間中学校で学ぶ新渡日者やその家族の経済的安定のための雇用促進や就労条件を緩和する等の方策を実施すること。また、窓口等の明確化と母語対応を充実するとともに、日本語指導が必要な夜間中学生が学業と就労が両立できるよう就労支援を行うこと。
 - ③ 感染症拡大等や災害時等の行政からの情報について厚生労働省は「やさしい日本語」を含む多言語案内を充実させるなど、識字学習者・日本語学習者が情報弱者とにならないですむような対応・取り組みを充実させること。また、総合病院に限らず身近な一般の開業医院も含め、受付や問診票などについて多言語で対応できるように改善を図ること。
 - ④ 夜間中学校の若い「家族滞在」の生徒の多くは、日本での就労を目指している。そのためには、高校・専門学校・大学などへの進学希望があり、経済的な課題の解決が必要になる。在留資格にかかわらず、すべての人に教育の機会が保障されるよう、文部科学省は学生支援機構の奨学金の制度や都道府県の高校の奨学制度を改善すること。
 - ⑤ 夜間中学校の若い「家族滞在」の生徒の多くは、日本での永住を希望し、就労への意欲も高い。しかし、「家族滞在」では、28時間/週の労働しか許可されず、進路指導にも苦慮している現実がある。「17歳までに来日、日本で義務教育・高校を修了して就職」の場合は「定住者」、「特定活動」への変更が可能になるが、18歳以上の場合は、在留資格の変更は難しくなる。文部科学省・

厚生労働省は、夜間中学生等の進路が開かれるように、就労制限の緩和等を関係省庁に働きかけること。

5) 学齢不登校生徒への対応

- 「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）」を適用しての学齢生徒の夜間中学校受け入れに関して、各自治体は以下のことを行うこと。
 - ① 居住地から離れて学ぶこと等への懸念、また、夜間中学校で再び不登校になるようなことがないよう、夜間中学校への受け入れについては、そのことを前提にせず、関係諸機関と連携しながら丁寧にかつ慎重に行うこと。
 - ② 夜間中学校受け入れに際して、居住自治体で不登校の取り組みの基本施策を策定した上で、夜間中学の学齢生徒受け入れやその役割を明確にすること。
 - ③ 夜間中学校への学齢不登校生徒の学籍移動を伴う受け入れについては、「学びの多様化学校」の制度が適用され、従来の夜間中学のカリキュラムだけとは限らない現状がある。それによって、これまでの夜間中学校の取り組みに支障が生じることや、学校現場の負担が増えることがないよう、それらに対応する教職員配置を行うこと。また、継続的な交流などを実施する場合、受け入れ業務や関係諸機関との連絡調整等を行なうコーディネーターを配置すること。
 - ④ 学齢不登校生徒の設置自治体外からの受け入れについては、通学の安全確保、居住地の学校・地域や支援団体等との連携を進めること。
 - ⑤ 丁寧なケアを行うため、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置を行うこと。また、夜間時間帯での配置や充実を図ること。

※「新渡日者」とは、従前「新渡日外国人」と表記していましたが、日本籍を有する者も含まれることから、本要望書では新渡日外国人およびそれに準ずる日本籍を有する者を合わせて「新渡日者」と表記しています。

参考資料

- 百数十万人と言われる義務教育未修了者の教育を保障することは、憲法・教育基本法および「国際人権規約」「子どもの権利条約」をはじめ、2003年から2012年の「国連識字の10年」の取り組み、2006年8月10日に日本弁護士連合会より国に提出された「学齢期に修学することのできなかつた人々の教育を受ける権利の保障に関する意見書」などの規定と精神を見れば、当然のことであり、行政の具体的な施策が強く求められている。なお、日本弁護士連合会の意見書は、以下のとおり、趣旨を述べている。

第1 意見の趣旨

国は、戦争、貧困等のために学齢期に修学することのできなかつた中高年齢者、在日韓国・朝鮮人及び中国帰国者などの多くの人々について、義務的かつ無償とされる普通教育を受ける権利を実質的に保障するため、以下の点を実施すべきである。

- 1 義務教育を受ける機会が実質的に得られていない者について、全国的な実態調査を速やかに行うこと。
- 2 上記の実態調査の結果をふまえ、

- (1) 公立中学校夜間学級（いわゆる夜間中学）の設置の必要性が認められる地域について、当該地域を管轄する市（特別区を含む）町村及び都道府県に対し、その設置について指導及び助言をするとともに、必要な財政的措置を行うこと。
- (2) その他の個別のニーズと地域ごとの実情に応じ、
- ① 既存の学校の受け入れ対象者の拡大、② いわゆる自主夜間中学等を運営する民間グループに対するさまざまな援助（施設の提供、財政的支援等）、③ 個人教師の派遣を実施することなど、義務教育を受ける機会を実質的に保障する施策を推進すること。

また、意見書は「（義務教育未修了者は）学齢を超過しているか否かにかかわらず、国に対し、合理的な教育制度と施設等を通じて義務教育レベルの適切な教育の場を提供することを要求する権利を有する」（意見書 p. 7）「国は、各地方自治体に対して、教育を受ける権利が実現されていない状況を解消するための指導・助言をするとともに、これに必要な財政的支援を行うことが求められている」（同 p. 20）とも述べている。

- 2015年7月30日：文部科学省「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について（通知）」
- 2016年12月7日：「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（「義務教育機会確保法」）の成立。2016年12月14日公布。夜間中学の部分（第4章）は公布の日から施行。2017年2月14日全面施行。
- 2017年1月27日：文部科学省「夜間中学の設置・充実に向けて【手引】」、2017年4月：文部科学省「夜間中学の設置・充実に向けて【手引】（改訂版）」、2018年7月：文部科学省「夜間中学の設置・充実に向けて【手引】（第2次改訂版）」、2023年1月：文部科学省「夜間中学の設置・充実に向けて【手引】（第3次改訂版）」を通知。
- 2017年3月31日：文部科学省「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」策定。
- 2017年3月31日：文部科学省「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」
→ 今回の改正等は、義務教育未修了の学齢を経過した者等の就学機会を確保するため、中学校夜間学級（以下「夜間中学」という。）が重要な役割を果たしているところ、今後、夜間中学等の設置を促進するためにも、夜間中学等において学齢を経過した者に対して指導を行う際にその実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備するものである。
- 2017年4月1日：文部科学省「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」の施行。
→ 都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、②夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加。
- 2017年4月：文部科学省「夜間中学」に関するリーフレットやポスターを作成。
→ 公立夜間中学校や自主夜間中学をはじめ、都道府県および市区町村などに配布。
- 2017年8月7日：東京で、8月25日：大阪で、全国の都道府県・指定都市教育委員会と夜間中学校設置市区教育委員会を対象に説明会実施。

- 2018年6月15日：閣議決定「第3期教育振興基本計画」
 - 教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するなかで、夜間中学の設置・充実を明記している。その後、文部科学省は2018年8月22日「第3期教育振興基本計画等を踏まえた夜間中学等の設置・充実に向けた取組の一層の推進について（依頼）」を各都道府県教育委員会や各指定都市教育委員会に発出した。
- 2023年3月：文部科学省「第4期教育振興基本計画」
- 2019年6月28日：「日本語教育の推進に関する法律」公布・施行
- 2019年6月から2020年3月：文部科学省が主催する「外国人児童生徒等の教育充実に関する有識者会議」の計9回の実施
- 2020年7月1日：文部科学省「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」
- 2021年2月16日：文部科学省「夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について（依頼）」
 - 2021年1月25日に、衆議院予算委員会において、菅内閣総理大臣から、「今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学校が少なくとも1つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい」との答弁がなされたことを受け、文部科学省が策定。
- 2022年6月1日：文部科学省「夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について（依頼）」
 - 2022年5月27日に総務省統計局より2020年国勢調査の結果が公表され、未就学者は約9万4千人（前回約12万8千人）、最終卒業学校が小学校の者は約80万4千人（今回初めて調査）ということが明らかになった。文部科学省としては、今回の調査により、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられなかった方、外国籍の方などが再び学ぶ場として、夜間中学がますます重要な役割を果たし、その期待も高まってくると考えるとして依頼文書を発出。
- 2023年6月16日：政府は『経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太方針）』を閣議決定した。
- 2023年6月16日：閣議決定「第4期教育振興基本計画」
- 2023年9月14日：文部科学省「夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について（依頼）」
 - 各教育委員会に対し、未設置自治体にはニーズ調査の実施など夜間中学設置の速やかな検討に着手するよう、また、設置自治体におかれては夜間中学での学びを希望される方が一人でも多く夜間中学に通うことができるように夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進を図るようとの依頼文書を発出。
- 2024年3月29日：文部科学省「夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について（依頼）」
- 2024年6月21日：閣議決定『経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太方針）』